

第3章 焦点となった法案への対応

性自認・性的指向で
差別されない社会へ

6 LGBT 差別解消法案

当事者の声に応える

民主党・維新の党法務合同部門会議は、2015年春に民主党に設置されたLGBT政策検討ワーキングチームの政策検討を継承し、性自認・性的指向による差別の禁止や、雇用における差別や学校でのいじめなど当事者が悩み苦しむ具体的事案について、国・地方自治体および事業者に対応を促すこと等を定めた「LGBT差別解消法案」の骨子案を取りまとめた。

民主・維新両党は、「差別解消」に取り組むことが当事者の強い願いであることを重く受け止め、党派を超えて成案を得るため、叩き台として骨子案を超党派議員連盟の場に提案することとした。

「差別解消」か「理解増進」か

自民党でもLGBTに関する検討を行う特命委員会が設置された。しかし、出されてきたのは、LGBTに対する「理解を増進」させるために現在の省庁の取り組みを推進することを柱とする法案にすぎなかった。

差別禁止を期待している当事者からは与党案に対して失望の声が上がり、超党派議連での協議も膠着状態に陥った。そのため、民進党は超党派議連へ提示していた骨子案を条文化し、「性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案」として、2016年5月27日に共産・生活・社民と共同で提出した。同法案は継続審議となった。

多様な考えや価値観をお互いに尊重しながら、LGBT当事者らも自由に暮らしていける社会を目指して、国会で審議を求めていく。

再婚禁止期間の
廃止に向かう第一歩

7 民法改正

違憲判決への対応に踏み出す

2015年12月に最高裁判所は、再婚禁止期間の100日を超える部分について違憲とする判決を下すとともに、夫婦別姓は国会が議論するべきであるとの意見を示した。この判決を受け、政府は、再婚禁止期間を短縮する「民法の一部を改正する法律案」を提出した。民進党は、最高裁意見を踏まえ、選択的夫婦別姓制度の導入、再婚禁止期間の短縮、婚姻年齢の統一を柱とする「民法の一部を改正する法律案」を共産・生活・社民と共同で2016年5月12日に提出した。

再婚禁止期間廃止に着手

違憲判決を受けた法律を改正するとともに、立法に議論を委ねられた課題に取り組むことも重要である。民進党は、選択的夫婦別姓の導入や婚姻年齢を統一するため、政府法案審議と同時に議員立法の審議を求めた。一方、与党は会期が残り少なく、審議時間が足りなくなることを理由に政府案のみの審議入りを求めた。

議員立法は、女性だけに再婚禁止期間を設けること自体が両性の本質的平等に反するという指摘を踏まえ、再婚禁止期間の廃止を前提とした見直し規定を置いていた。与党は、この規定を政府提出法案に反映させるので政府法案を審議するよう提案し、野党も再婚禁止期間の廃止に向けた一歩を確保できるという判断からこれに応じた。政府案は全会一致で修正・成立した。

なお、継続審議となった議員立法については、国会での審議を求めていく。